諮問日:平成28年9月6日(平成28年度(最情)諮問第17号)

答申日:平成28年12月2日(平成28年度(最情)答申第38号)

件 名:新任の最高裁判所判事が着任したときの事務手続について書いてある文書 の不開示判断(不存在)に関する件

答 申 書

## 第1 委員会の結論

「新任の最高裁判所判事が着任したときの事務手続について書いてある文書 (最新版)」(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、最 高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開 示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

## 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年7月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

# 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

# 1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は相当である。

#### 2 理由

(1) 本件開示申出文書は、最高裁判所判事就任に伴う認証官任命式(以下「認証式」という。)並びに認証式当日及び近接する二、三日間に行われる最高

裁判所判事就任に伴う諸行事(以下「就任行事」という。)に関する事務手 続を記載した文書を指すものと考えられる。

(2) 認証式は宮内庁において実施されるところ,最高裁判所事務総局が宮内庁 から認証式の進行に関して取得した文書はなく,これに関連して最高裁判所 事務総局が作成した文書もない。

認証式当日のその他の就任行事の実施に当たっては、担当部署において、宮内庁から認証式の日時の連絡を受けた後、認証式の所要時間を見越した上で、その内容やスケジュールを確定している。認証式翌日以降の就任行事についても、担当部署において新任最高裁判所判事の意向を確認した上で、その他の行事や事件処理等諸事情を考慮し、実施内容やそのスケジュールを確定している。これらの内容やスケジュールの確定は、口頭での確認により行っているのであって、これらの事務手続に関する司法行政文書は作成されていない。就任行事を担当する係員が、日時や連絡先等を書き込んだメモを作成していることはあるが、これらのメモは、司法行政文書に該当しない。

また,就任行事に関して担当部署から他の部署等に対して事務連絡をする ことがあるが,これらは,必要に応じ,個別に口頭又は電話により行うこと で足りており,司法行政文書を作成する必要はなく,現に作成していない。

# 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成28年9月6日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同月30日 審議

④ 同年11月28日 審議

### 第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たものである。

これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとしてこれを不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないか不明であると主張して苦情の申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を相当としている。

そこで、本件開示申出文書の存否について検討する。

2 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書に当たり得るものとして、認証式 及び就任行事に関する事務手続を記載した文書と考えたとのことであるが、本 件開示申出に係る申出書及び最高裁判所事務総局職員による開示申出人からの 電話聴取の内容から、上記の解釈は妥当であると考えられる。

そして、最高裁判所事務総長の説明によれば、認証式については、それを実施する宮内庁から取得した文書も、最高裁判所事務総局が作成した文書もないとのことである。また、就任行事の実施に係る内容やスケジュールの確定は、担当部署の職員が口頭での確認により行っており、他の部署との連絡も口頭又は電話で行っていて、就任行事に関する事務手続について、担当係員が個人的にメモを作ることはあっても、司法行政文書は作成していないとのことである。最高裁判所判事についての認証式及び就任行事に関する事務手続は、これらの行事が滞りなく行われることを目的とするものであると考えられることからすると、事務手続に関して司法行政文書を作成していなかったとしても不合理とはいえず、これらを作成していたことをうかがわせる事情は見当たらない。したがって、最高裁判所事務総長の上記説明は合理的というべきであって、最高裁判所において、本件開示申出文書は、作成し、又は取得していないものと認められる。

3 以上のとおりであるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していない として不開示とした原判断については、最高裁判所において、本件開示申出文 書を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

 委員長
 高橋

 蒸

 委員
 久保

 薬

 費門
 口正人